

はじめよう!

小地域での見守り活動



見守り活動で安心して暮らせる地域(まち)づくり

京田辺市社会福祉協議会

「小地域での見守り活動」は、地域福祉活動の重点事業

このたび、京田辺市社会福祉協議会は「地域福祉活動計画」を策定しました。

今後5か年(平成20年度～平成24年度)にわたり、この計画に基づいて、地域住民はじめ、地域において社会福祉の活動や事業に関わっている様々な立場の人たちと連携・協働して地域福祉の推進に努めてまいります。

計画には、18の基本計画の柱があり、その中でも特に重点的に取り組む事業として「見守り活動の推進」を掲げました。

見守り活動は、同じ地域に住んでおられる日常的な見守りが必要な人(要配慮者といえます)を、小地域(=分会)単位で支援する仕組みをつくる新しい取り組みです。

家族間や地域住民同士の関係が希薄化する中で、地域から孤立し、日々の生活に不安を抱える人が増えてきています。この活動が活発に取り組まれることによって、地域生活において孤立することなく、日常生活を安心して送ることができ、また、緊急時や災害時にも住民同士が助け合って、スムーズに適切に対応できるようになると期待されます。

見守り活動は、地域の実情に合わせて、地域住民と共に一から作り上げていく柔軟な取り組みです。具体的な形を示していますが、地域の実情に合わせて、取り組んでいくことを第一に考えております。

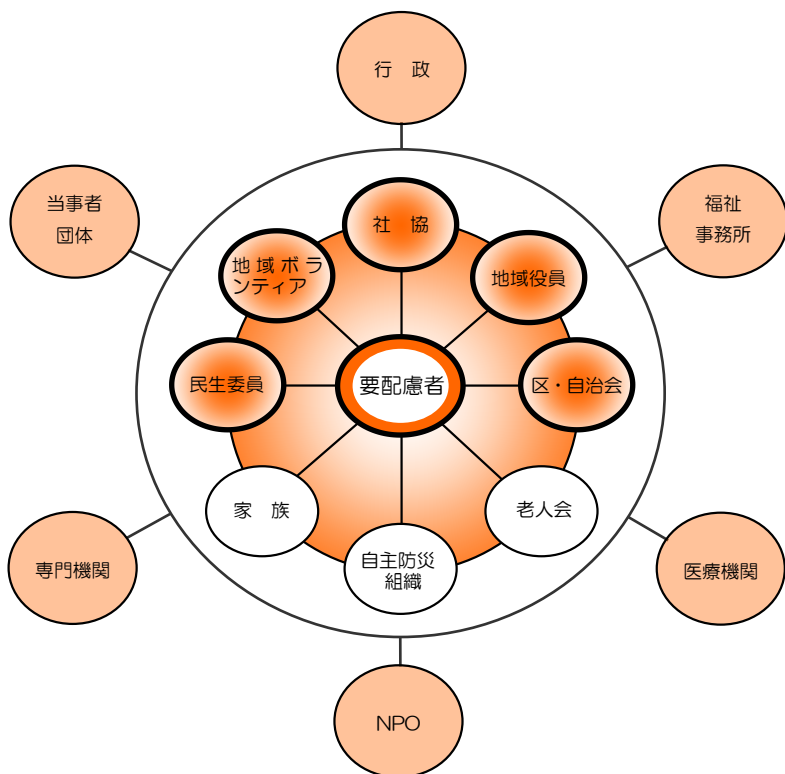
見守り活動のための組織づくり「ちいきみまもりたい地域見守り隊」

小地域での見守り活動を進めるにあたり、区・自治会、社協、民生児童委員等の協働による新たな組織、「地域見守り隊」の分会単位の設置に向け取り組みます。

見守り活動を行う人(=地域住民)を「見守り役」と呼び、「見守り役」は、要配慮者への定期的な声かけや訪問、ふれあいサロンなど、様々な形の見守り活動を展開し、必要に応じて関係機関への連絡を行うなど、日常的な関係づくりに努めます。

また、「見守り連絡会」を定期的に関き、要配慮者の把握、訪問対象者、状況の確認、見守り役の調整、関係者や関係機関への連絡、情報の交換、緊急時の連絡体制づくりなどを行います。

【地域見守り隊のイメージ】



活動の具体的な流れ

<1年目>

まず、地域の実情に合う形の組織を、自分たちで作る基盤づくりを進めていきます。

- ▶ 地域見守り隊の組織の立ち上げ
- ▶ 対象者の選定
- ▶ 訪問調査活動についての検討
- ▶ 名簿や台帳の作成
- ▶ 個人情報の管理方法の検討
- ▶ ボランティア講座の開催 など

<2年目>

モデル的な形で、日常の見守り活動に取り組みます。そして、こうした見守り活動を活かして、緊急時、災害時に対応する体制づくりを検討します。

- ▶ 日常の見守り活動の実施
- ▶ 見守り連絡会の開催
- ▶ 緊急時連絡体制についての検討
- ▶ 振り返りのための懇談会の実施

<3年目以降>

地域見守り隊活動を各地域に広げていきます。活動が進むにつれて、障がいのある人、ひとり親世帯など、対象者も広がっていくと思われます。そのためにも、地域の理解を得て、協力し合いながら安心して暮らせる地域づくりに向け取り組んでいきます。

Q. どうして新しい組織を作る必要があるの？

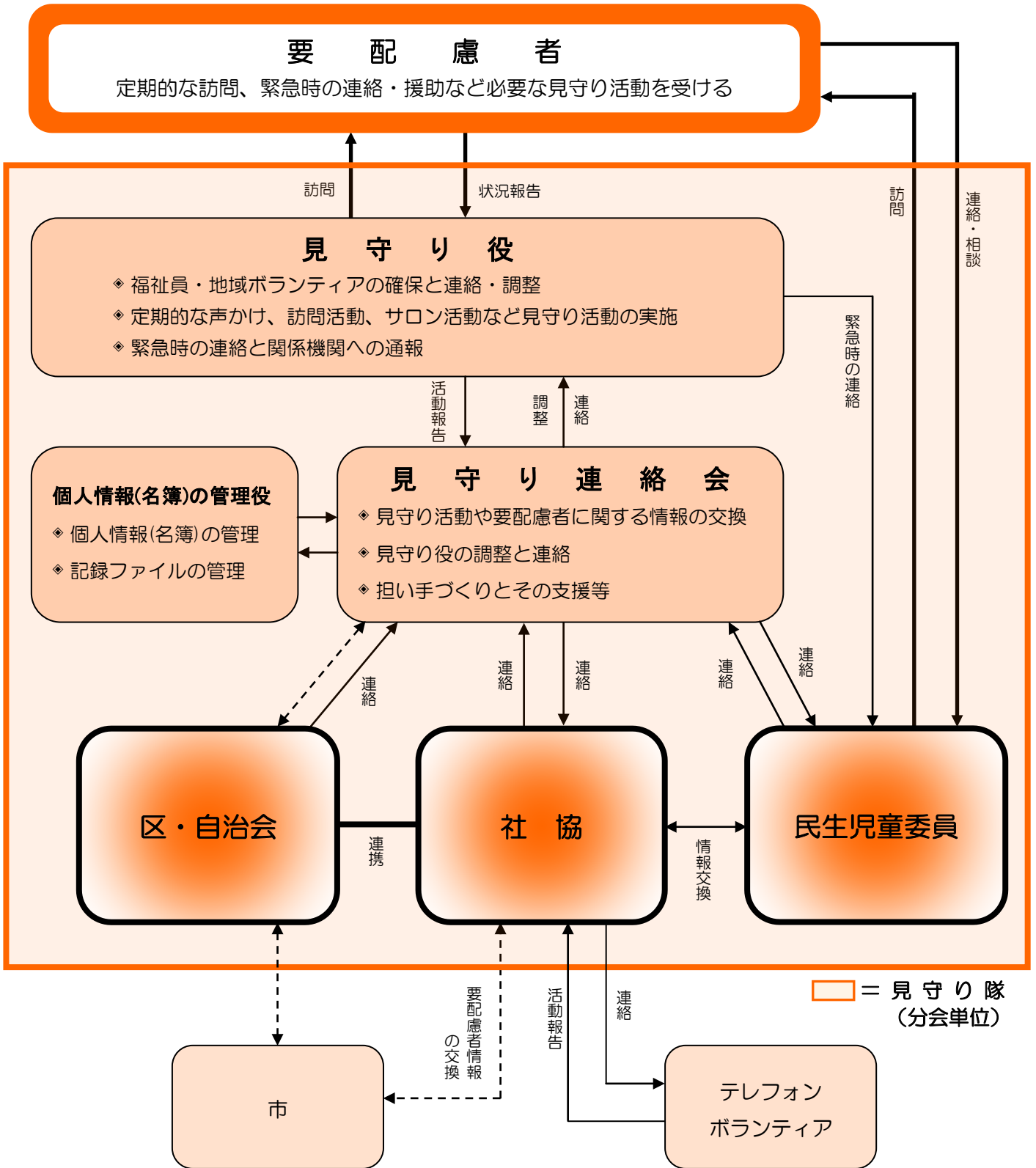
A. 地域には、区・自治会や自主防災組織などの様々な組織があり、それぞれ目的をもって組織活動を行っています。

特に区・自治会は住民自治のための組織であり、地域の中で活動していく上で中心的な存在です。具体的には、住民同士の親睦をはかったり、伝統ある行事を行ったり、生活環境改善のため行政と話し合うなど、暮らしを豊かにするために日々精力的に活動されています。他にも民生児童委員や老人会等が、各々の役割を担って地域や住民のために活動しています。

様々な組織が、連携することで、効果的な活動を進めていくことができます。

「地域見守り隊」という新しい組織を立ち上げることによって、各種団体の役割を活かし、分担して組織的に活動が行えます。組織のあり方を地域が独自に決めることによって、その地域の実情に合う形の地域見守り隊ができるようになります。

見守り活動関連図



(←→ は、現在検討されている災害時の支援・連絡体制を想定したものです。)

要配慮者の把握、個人情報の扱いについて

サロン活動や集会などの地域福祉活動を行う中で、要配慮者の把握、個人情報の収集を進めていきます。また、社協関係者や自治会関係者、民生児童委員が各戸を訪問し、本人の同意のもとに聞き取り調査を行います。知り得た個人情報は、地域見守り隊の中で、管理役が管理します。

地域見守り隊で分担する役割

社会福祉協議会

- ・要配慮者の把握とその管理
- ・関係者、団体への情報提供
- ・緊急連絡や対応、必要な援助
- ・情報交換のための懇談会の実施
- ・見守り活動、サロン活動などを推進するために必要な支援
- ・担い手の確保と育成

民生児童委員

- ・民生児童委員活動において、必要と判断した要配慮者の情報提供
- ・見守り役からの連絡による緊急時の対応
- ・緊急連絡先への連絡
- ・要配慮者からの相談対応ならびに必要な援助

区・自治会

- ・個人情報管理担当者への情報提供
- ・緊急時、災害時における住民同士の支援体制づくりのための支援、協力
- ・見守りなどの福祉活動の体制、実践するための支援
- ・担い手づくりのための支援
- ・懇談会への参加
- ・サロン活動など小地域福祉活動への協力

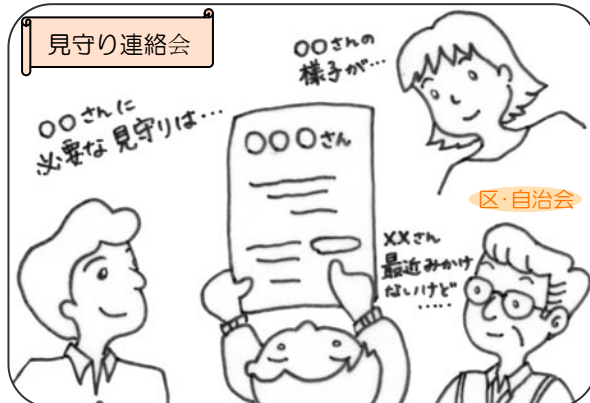
見守り役（地域住民やボランティアなど）

- ・声掛けや訪問、配食、サロン活動などの定期的な見守り活動の実施
- ・要配慮者の状況把握
- ・見守り活動や緊急対応などの活動の報告
- ・緊急時の民生児童委員への連絡と関係機関への通報

見守り連絡会

- ・個人情報(名簿)、記録ファイルの管理
- ・要配慮者の状況把握
- ・訪問やサロン活動など見守り活動の状況の報告と意見交換
- ・担い手づくりとその支援
- ・見守り役の調整と連絡
- ・担い手の育成

地域見守り活動で安心の暮らし



京田辺市地域見守り隊リーフレット

『はじめよう！小地域での見守り活動』

(平成 20 年 4 月発行)

京田辺市社会福祉協議会

〒610-0332 京田辺市興戸犬伏 5 番地の 8

京田辺市社会福祉センター内

TEL : 0774-62-2222 FAX : 0774-65-4962

E-mail : shakyo-kyotanabe@ceres.ocn.ne.jp

京田辺市地域見守り隊リーフレット

**はじめよう！安心して暮らせる地域づくり
小地域での見守り活動**

編集 京田辺市社会福祉協議会

発行日 平成 20 年 3 月

〒610-0332 京田辺市興戸犬伏 5 番地の 8
京田辺市社会福祉センター内

TEL：0774-62-2222

FAX：0774-65-4962

E-mail：shakyo-kyotanabe@ceres.ocn.ne.jp